

## 医薬品についてのご案内

### ◆後発医薬品（ジェネリック医薬品）について

後発医薬品（ジェネリック医薬品）とは、先発医薬品（新薬）の特許が切れた後に販売される、先発医薬品と同じ有効成分の医療用医薬品です。後発医薬品においては院内でも、医師・薬剤師・その他の職種で構成された薬事委員会において品質や安全性、供給体制等の情報を収集評価しています。また当院では、後発医薬品の使用促進を図るとともに、医薬品の安定供給に向けた取り組みを実施しています。

現在、一部の医薬品について十分な供給が難しい状況が続いておりますが、当院では医薬品の供給不足等が発生した場合に、治療計画等の見直し等、適切な対応ができる体制を整備しております。なお状況によっては、医薬品が変更となる可能性がございます。変更にあたって、ご不明な点やご心配なことなどがありましたら当院職員までご相談下さい。

（当院は、『後発医薬品使用体制加算』に係わる届出を行っている保険医療機関です）

### ◆バイオ後続品（バイオシミラー）について

当院では「バイオ後続品（バイオシミラー）」の使用に積極的に取り組んでいます。

「バイオ医薬品」とは、遺伝子組み換え技術や細胞培養技術等を応用して、微生物や細胞がもつタンパク質（ホルモン、酵素、抗体等）等を作る力を利用して製造される医薬品です。先行バイオ医薬品と同等／同質の品質、安全性および有効性を有し、異なる製造販売業者により開発される医薬品を「バイオ後続品（バイオシミラー）」と言います。後発医薬品と同様、多くの場合は一部負担金が安くなりますが、高額療養費制度が適用される場合など、安くない場合もあります。なお、「バイオ後続品（バイオシミラー）」の使用に当たっては、医師・薬剤師等より積極的な説明に努めています。

「バイオ医薬品」の詳細は、右記 QR コードを読み込んで参照ください。



### ◆【外来時】一般名処方について

「一般名処方」とはお薬の商品名（銘柄名）や会社名を指定せず、有効成分の名称（一般名）で処方することです。一般名で処方することで、保険薬局で有効成分が同一のどの銘柄でも調剤が可能となり、薬局における在庫負担の軽減に繋がります。また、医薬品の流通が不安定な状況にも柔軟に対応しやすく、費用負担の安い医薬品を選択できるなどのメリットがあります。

なお、当院では「一般名処方」での院外処方箋の発行に積極的に取り組んでいます。

### ◆長期収載品における選定療養について ※「長期収載品」とは、後発医薬品のある先発医薬品を指します。

長期収載品について、保険給付の在り方の見直しを行うこととなり、選定療養の仕組みが導入されます。2024年10月以降、先発医薬品（長期収載品※）での調剤を希望する場合には選定療養費をいただく場合がございますので、予めご了承ください。また、状況によっては、投与する薬剤が変更となる可能性がございます。

変更にあたって、ご不明な点やご心配なことなどがありましたら当院職員までご相談下さい。

長期収載品における選定療養に関する詳細は、右記 QR コードを読み込んで参照ください。

